

第2次
竜王町子ども読書活動推進計画

平成26年3月
竜王町教育委員会

目 次

第 1	はじめに	2
1	第 1 次計画期間中の取り組み・成果と課題	2
2	計画の性格、役割および計画期間	3
第 2	計画の基本目標と基本的な考え方	3
1	基本目標	3
2	基本的な考え方	3
第 3	子どもの読書活動推進のための方策	4
1	家庭における子ども読書活動の推進	4
2	地域における子ども読書活動の推進	5
	(1)図書館における子どもの読書活動の推進	5
	(2)子ども読書活動関係団体・読み聞かせボランティアなどにおける推進	6
3	学校などにおける子ども読書活動の推進	7
	(1)小学校・中学校で育む読書活動	7
	(2)幼稚園・保育園で育む読書活動	9
第 4	計画の推進	10
1	推進体制	10
2	財政上の措置	10
第 5	指標の設定	11
1	第 1 次計画指標の評価	11
2	第 2 次計画の指標	12
参考資料		
1	子どもの読書活動の推進に関する法律	13
2	竜王町子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱	15
3	竜王町子ども読書活動推進計画策定委員会・委員名簿	16
4	学校読書調査アンケート（別冊）	

第1 はじめに

1 第1次計画期間中の取り組み・成果と課題

(1) 第1次計画期間中の取り組み・成果

幼稚園、保育園においては、教職員や保育士による園児に対する読み聞かせが日常的に行われ、一日に一度は絵本に触れ合う機会を作っています。また、園では絵本の貸し出しも行っており、家庭での読み聞かせの機会がもてるよう働きかけています。

小・中学校においては、平成21年度から国の緊急雇用特別推進事業を活用して、学校図書館運営員を各校1名ずつ配置しており、学校図書館を常時開館できるようになりました。そのことにより、学校図書館の利用と図書の貸出が増え、効果をあげました。また、小学校では、教職員や、おはなしボランティア、学校支援地域本部ボランティアによる読み聞かせも実施されています。

また、ファミリー読書の取り組みを通じて、保護者へ読書の大切さや意義を伝え、家庭で親子が本を楽しむような働きかけも行われています。

地域では、こどもひろばや子ども文庫などで、読み聞かせをはじめ、子どもが本と親しめるよう子どもと本、また、保護者と子どもを読書活動で結びつける働きかけも行われています。

町立図書館では、小学校へのおはなし会やブックトークの出前や、園・学校からの図書館訪問の受け入れ、また、学校の授業や読み聞かせに必要な資料の団体貸出を実施しています。また、小学校の児童に対しては、月1回昼休みに出前貸出を実施し、特に町立図書館に来館できない児童に向け、貸出・読書の機会を提供しています。

(2) 今後の課題

- ・町行政、園・学校、図書館から家庭で読書に親しむよう、より働きかける取り組みが必要です。
- ・学校図書館の常時開館を継続するため、学校司書、または学校図書館運営員などの配置が必要です。
- ・学校図書館には、絵本や物語の本から調べ学習に対応できる本まで、豊富で多様な蔵書が必要です。
- ・おはなしボランティアをはじめとした、子どもの読書活動にかかわる大人が増え、地域でも子どもの読書を支える人たちがが必要です。また、そのための支援も必要です。

2 計画の性格、役割および第2次計画の期間

この計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）」の規定に基づき策定された、国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」および「滋賀県子ども読書活動推進計画」を基本としています。また、竜王町の子どもたちが豊かな心を持った大人へと成長できるよう、現状と課題を踏まえ、子どもの読書活動に関する施策の基本方向を設定し、その具体的な取り組みを示すとともに、まず町や学校などが施策として積極的に取り組むことを期待しています。また、地域や家庭などで地道な取り組みがなされることを希望します。

第2次計画の期間は、平成26年度から30年度までの5ヶ年とし、その後についても継続して見直していきます。

第2 第2次計画の基本目標と基本的な考え方

1 基本目標

「子どもが楽しく本に親しめる環境づくりをすすめ、本を生涯の友とする子どもを育みます」

2 基本的な考え方

子どもの読書活動推進の基本目標を実現するため、次の基本的な考え方に基づき具体的な取り組みを進めます。

(1) 家庭・地域・学校を通じて子どもの読書活動を推進するため、施設設備、図書資料等諸条件を整備、充実します。

子どもは、乳幼児期には家族や身近な大人からの語りかけや絵本を読んでもらうことで、本を楽しむようになります。また、家庭の中にいつも本があり家族が読書に親しむ習慣があれば、その影響を受けやすくなります。

そして、子どもが主体的に本に親しむようになり、読書の習慣を身に付けるためには、家庭・地域・学校のそれぞれが子どもに読書活動の重要性を働きかけるとともに、連携していくことが求められます。

一方、子どもの読書について考えるとき、彼らが気軽に本に接することのできる公共図書館と身近にある学校図書館が果たすべき役割は大きく、それぞれが機能を十分に発揮するために、施設設備や図書資料等の充実が求められます。特に学校は、本との出会いが確実にできる場です。小中学校時代に読書習慣が身に付けられるように、学校図書館や学級文庫を充実させ、学

校全体で読書推進活動に取り組むことが求められます。

(2) 図書館・学校・幼稚園・保育園・地域文庫・読書ボランティア・子育て関連機関等が連携し協力していきます。

子どもの読書活動を効果的に進めるため、子どもの読書活動に関わる図書館・学校・幼稚園・保育園・地域文庫やボランティア・子育て関連機関などが連携し、協力してすすめていく体制づくりが重要です。

(3) 子どもの読書活動を支える人材を育成するとともに、社会的気運を盛りあげていきます。

子どもの読書活動の普及を図るためには、図書館司書・教職員・保育士・ボランティアなど、これらに携わる人材の育成が必要です。また、学校図書館の充実のためには、司書教諭を助ける学校司書の配置が望まれます。

あわせて、町民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めていくとともに、あらゆる機会をとらえて普及・啓発を図る必要があります。

第3 子どもの読書活動推進のための方策

1 家庭における子ども読書活動の推進

家庭は、子どもの育ちにとってとても大切な場です。子どもが生涯にわたる読書習慣を身につけるうえで、生活の場の基本である家庭において、乳幼児から自然に本に親しむことができる環境づくりが大切です。子どもの発達段階に応じて読み聞かせをしたり、一緒に本を読む時間を設けるなど、日常生活の中で本に親しむ環境づくりを工夫し推進していきます。

①現状と課題

10か月児健康診査時に絵本の引換券を手渡し、図書館に来館し絵本や絵本のリスト等を手渡しし、家庭で絵本の読み聞かせの大切さを知らせるブックスタート事業を実施しています。また、1歳6か月児健康診査時には、絵本のガイドブック「えほんいっぱい たのしさいっぱい」を配布する等、絵本と身近な関わりを持てるよう育児支援を行っています。

子育て支援活動の「こどもひろば」等で、職員やボランティアによる絵本の読み聞かせを、図書館では、乳幼児向けの「おひざでだっこのおはなし会」を定期的で開催し、絵本の読み聞かせ

のほか、手あそび、わらべうたの紹介をしています。

その一方で、テレビ、テレビゲーム、インターネット、携帯電話などの普及は、大人だけでなく子どもたちの生活環境を大きく変化させています。また、子どもの年齢が高くなるにつれて、塾や習い事に通う時間が増え、子どもの読書離れが懸念されています。

乳幼児期に家庭で絵本が読まれているかどうかは、保護者の育児に対する考え方や生育環境によりかなり差がありますので、家庭で読み聞かせを継続して楽しんでもらえるよう、保護者の本への意識や関心をどのように高めていくか、という課題が出てきています。

②今後の取り組み

◇保護者への働きかけ

- ・子どもと本の出会いにおいて保護者自身に絵本や読書に興味を持ってもらうことが必要です。今後もブックスタートや子育て支援活動の中で、絵本の紹介や、絵本の読み方、選び方を継続的かつ具体的に支援していきます。

◇家庭で、家族みんなが読書に親しむことのできる体制づくり

- ・乳幼児健診・子育て支援事業・学校・園・図書館等において、親子で参加できる読み聞かせの会や、家庭教育・子育てに関する講座を開催し、家庭で読書をする習慣の大切さを呼びかけます。
- ・各家庭において、常に本棚に家族それぞれが関心を持っている本が並んでいるような環境を作れるよう、学校・園・図書館の蔵書の充実を図っていきます。

2 地域における子ども読書活動の推進

(1) 図書館における推進

図書館は、子どもが学校外で本と出会い親しむことのできる場所であり、地域における子ども読書活動推進の中核的な役割を果たすことが期待されています。

①現状と課題

図書館は、子どもの読書活動に関する情報の収集・提供や読み聞かせなどのサービスを行っています。毎週、おはなし会を開催し、絵本の読み聞かせを行っているほか、乳幼児向けの親子で楽しむ「おひざでだっこのおはなし会」を定期的に行っています。

子ども会・草の根文庫・こどもひろば・地域子育てサロンなどへの出前おはなし会も随時行っています。そのほか、自然教室、工作教室、クリスマス会などの催しを通して図書館に親しみ、

ひいては本に親しむ活動を行っています。

中高生向けには、ティーンズコーナーを設置し、中高生の読書を支援しています。

図書館は、子どもが読みたい本を自由に選び、読書の楽しみを知ることのできる場所です。このため、求める本、資料、情報が容易に入手できるように、さらにサービスを充実することが求められます。図書館での資料の選択・収集・利用者に対する読書相談、子どもの読書活動に対する指導など、子どもの読書活動を推進するうえで重要な役割を果たす、児童サービスを担当する司書の資質向上を図ることも求められます。

②今後の取り組み

◇資料の整備と充実、また子どもと本を結びつける活動

・子どもの本を計画的に購入していくとともに、本の展示を行う等、本と読みたい子どもが確実に出会える活動を実施していきます。

◇司書の専門性の向上

・子どもひとりひとりに適した本を提供できるよう、司書が児童図書に関する専門知識や読み聞かせなどに必要な技術を身に付けることが必要です。各種研修等に参加をしたり、自己研鑽を積むことで専門性の向上をはかります。

◇保育園、幼稚園、学校、各機関等との連携

・園や学校でよりよい読書活動ができるよう、また、学校図書館の活動が充実するよう、協力、支援をすすめていきます。また、子どもの読書に関する各機関とも情報を共有し、子どもたちによりよい読書支援ができるよう連携をはかっていきます。

◇地域文庫・ボランティア団体の把握と活動支援

・各団体の活動のより一層の充実をはかるため、活動内容や運営について協力、支援できる体制を整えます。

(2) 子ども読書活動関係団体・読み聞かせボランティアなどにおける推進

文庫活動や読み聞かせボランティアなどは、子どもの読書活動の推進に関する理解や関心を広めるとともに、子どもが読書に親しむさまざまな機会を提供するなど、子どもの自主的な読書活動の推進に大きな力となっています。

①現状と課題

長年にわたって活動を続けている地域文庫の中には、活発に活動している文庫も多く、子ども

読書活動の推進にとどまらず、地域に根差した子育て支援の場にもなっています。

ボランティアは幼稚園・学校・図書館・地域施設・子ども会等で読み聞かせや、作品制作、学校図書館運営に関わる仕事を行っています。また、学校支援地域本部の図書ボランティアによる読み聞かせや、学校図書館での展示による環境整備や読書啓発も行われています。

子どもの読書についての一層の理解や技術の習得・向上の推進を図ることがボランティアに求められており、より一層の充実を図るため、これらのボランティアに対し、活動内容や運営について協力・支援することが求められます。

②今後の取り組み

◇文庫や子どもの読書に関わるボランティア団体などの把握、支援、協力

- ・読書活動を推進している文庫団体や子どもの読書に関わるボランティア団体などの把握に努めるとともに、活動内容の充実や発展のための支援、協力を努めます。

◇読み聞かせボランティアの育成

- ・公共図書館や町公民館内の学校支援地域本部で、読み聞かせボランティアの育成を推進するとともに、地域や学校で活動できるよう支援します。また、活動で生じる悩みや課題が解決できるようにアドバイスできる体制を整えます。

3 学校などにおける子ども読書活動の推進

(1) 小学校・中学校で育む読書活動

学校は、子どもが生涯にわたって読書に親しむ態度を育てていく上で大きな役割を担っています。今般の学習指導要領の改訂においても、学校図書館や読書活動の位置付けはますます重要なものになっています。

学校図書館は、子どもたちに本を読むことの楽しさを教え、豊かな感性や情操を育む「読書センター」として、また「読みたい」「知りたい」という児童・生徒の自発的、主体的な学習活動を支援する「学習情報センター」としての機能を果たすことが期待されています。それらの機能を活用した授業のあり方を工夫し、すべての教育活動を通じて児童・生徒が読書に親しむことができるようにすることが必要です。

①現状と課題

小学校では、週に1度は教師や読み聞かせボランティアによる読み聞かせが、行われています。また、家庭で保護者と子どもがともに読書を楽しむ「ファミリー読書」の取り組みも行われてい

ます。

中学校では、毎日朝10分間の読書を全校一斉に実施しており、いそがしい中学生にとって、読書に親しむ貴重な時間となっています。

各小・中学校図書館には、平成21年度から国の緊急雇用特別推進事業を活用して、学校図書館運営員を1名ずつ配置しており、学校図書館を常時開館しています。中学校では、昼休みに図書ボランティアがほぼ毎日来校し図書館の開館事務に携わって、図書委員による運営のサポートをしています。

今後は、より一層、これらの活動を活発化させ、小学校・中学校の各段階において、児童・生徒が読書に親しめるような働きかけをし、読書習慣を確立する必要があります。

さらに、児童・生徒の知的活動を促進し、多様な興味・関心に応えるために、魅力ある図書資料などの整備・充実が求められます。

②今後の取り組み

◇学校図書館の整備と充実

- ・豊富で多様な図書資料を整備し、より魅力的な学校図書館づくりをめざします。
- ・児童・生徒が進んで読書を楽しめるよう、自然に足を運びたくなるように明るく落ち着いた学校図書館環境をつくれます。
- ・多様な教育活動が展開できるよう、教育課程に沿った本を整備し充実していきます。
- ・古くなった資料を廃棄し児童・生徒が手にとって利用したくなる魅力ある本を購入していきます。
- ・司書教諭を助ける学校司書や学校図書館運営員を町費で配置していきます。

◇読書指導の充実

- ・読書指導の年間指導計画を作成し、教科・領域・総合的な学習の時間などで、計画的に取り組めるようにします。
- ・図書資料を活用した授業を展開します。
- ・児童・生徒の自主的活動（図書委員会や児童会・生徒会活動など）を活性化します。
- ・すべての教職員が学校図書館や図書館の機能を活用した授業や取り組みが行えるよう、校内研修を実施したり、おはなしの講習会等の校外研修に参加し、子どもと読書についての知識や技能を身につけるよう努めます。

◇家庭・地域との連携

- ・学校図書館だよりなどを通じて保護者に学校での読書活動の様子を知らせ、子どもたちの読書

- に関する情報を提供することによって、大人も含めた家庭における読書習慣の形成を促します。
- ・ 小学校で実施している「ファミリー読書」を通じて、本に親しみ親子が対話できる家庭が築けるよう啓発していきます。

(2) 幼稚園・保育園で育む読書活動

乳幼児期に、言葉や絵本に触れる機会を増やし、本に親しんでその楽しさを覚えることは、その後の読書活動の基礎となります。

園における読書活動の取り組みは、幼児期に絵本の読み聞かせなどにより、本に親しみ、楽しさを覚える機会を提供するなど、その後の読書活動の基礎を築く、大切な役割を果たしています。

①現状と課題

幼稚園・保育園では、1日1回は教員や保育士が絵本の読み聞かせを行っています。

また、保育環境として季節や行事、年齢や発達段階に応じた絵本を保育室や子どもの目につくところに置くなど、絵本に触れる機会を多く設けています。

竜王幼稚園、ひまわり保育園では、町立図書館から出前おはなし会を、竜王西幼稚園では、PTAのボランティアから出前読み聞かせを定期的に受けています。また、竜王西幼稚園では、隣接する竜王西小学校の読み聞かせボランティア「にじ色お話隊」の児童たちによる読み聞かせも行われています。

幼い頃から本とふれあう習慣が、本の楽しさを知り、読書に親しむことにつながります。そのためには、保護者に読書の大切さや意義を伝え、家庭で親子が本を楽しみ読めるように、より働きかけていくことが求められています。

②今後の取り組み

◇資料、設備の整備と充実

- ・ 乳幼児が主体的に絵本や物語に親しんでいけるような、興味、関心、発達等に応じた絵本等を整備するとともに、乳幼児が自ら手にとって本に親しめ、落ち着いてじっくりと見ることが出来る図書スペースを設置するなどの環境づくりをします。

◇絵本等に親しむ機会の提供

- ・ 発達段階に応じた本を購入していきます。
- ・ 教師・保育士やボランティアなどによる絵本の読み聞かせを積極的に実施します。
- ・ 保護者の理解を深め、家庭での読み聞かせ等が進むよう、幼児期における絵やおはなしとの

出会いの重要性について啓発に努めます。

◇教員、保育士等の理解や技能の向上

- ・乳幼児が絵本や物語などに親しむ活動を積極的に行うよう、講習会や研修会への積極的な参加を促し、研修等を通じて教員や保育士の理解や技能を高めるように努めます。

第4 計画の推進

1 推進体制

子どもの読書活動について、総合的で継続的な推進のためには、学校・園、各機関が、それぞれの読書活動の場であつなかりを保ちながら行うことが大切です。

本計画を基本として、それぞれの関係機関が連携、協力を密にし、役割を果たせるよう調整するしくみをつくります。

本計画の進捗状況については、図書館協議会において、各施策の実施状況について検討・評価を行い、適切な進行管理に努めます。

2 財政上の措置

本計画に掲げられた各種施策を確実に実施するため、町をはじめとする関係機関や団体の役割に応じ、必要な財政上の措置を講ずるよう努めます。

第5 指標の設定

1 第1次計画指標の評価

第1次計画において設定した指標の評価は次の通りです（実績は平成24年度末）。

① 1ヵ月間に図書を1冊も読まない児童・生徒の割合 [目標 小学校、中学校とも0%]

アンケートの結果を見ると、小学校については、6.1%、中学校については、10.8%となり、中学校は、第1次計画策定時の現状（13.4%）より少なくなっていますが、小学校は、第1次計画策定時の現状（5.1%）よりも多くなる結果となりました。

一方、県の「子ども読書活動に関する調査」では、小学校では1.8%、中学校では7.4%となっています。この調査の結果では、小・中学生の読書率が県平均、全国平均を上回っており、小・中学校での読書活動への取り組みの成果が出ていると思われます。

今後は、小学校ではファミリー読書、中学校では朝読書の継続、また、家庭への働きかけを通して、不読率を下げるよう取り組みます。

〈参考〉「平成25年度 子ども読書活動に関する調査（平成25年6月実施）」より

	竜王町	滋賀県	全国平均
小学生不読者率	1.8%	3.1%	5.3%
中学生不読者率	7.4%	15.9%	16.9%

② 本を読むことが好きな児童・生徒の割合 [目標 小学校、中学校とも80%]

アンケートの結果では、小学校については、74.7%と第1次計画策定時の現状（62%）を上回りましたが、中学校については、59.4%と第1次計画策定時の現状（64.4%）を下回る結果となりました。

今後は、様々な機会を通して、読書の良さや楽しさを伝えていくとともに、子どもたちの、知りたい、読みたいという気持ちが高まるような蔵書と環境の整備をすすめることで、生涯にわたる読書習慣の土台作りができるよう取り組んでいきます。

③ 学校図書館への学校司書の配置 [目標 3名]

学校司書の配置ではないものの、緊急雇用特別推進事業を活用して学校図書館運営員が3名配置され、学校図書館が常時開館できるようになりました。その結果、各学校図書館の利用が増えていきます。今後は、継続して学校司書や学校図書館運営員などが配置されるよう町費での配置に取り組む必要があります。

④ 公共図書館で子どもが利用している割合（0～15歳） [目標 60%]

実績数値は49.2%でした。小学校（7～12歳）では、79.1%と高い数値となっています。未就学児の数値は26.4%、中学校（13～15歳）は41.5%となっています。

今後は、部活、勉強等でいそがしくなる中学生に対してのアプローチを工夫していくことで、中学生の図書館利用を促していきます。

⑤児童図書の公共図書館での年間貸出冊数（15歳以下の子ども1人あたり）[目標30冊]

実績は26.0冊と第1次計画策定時の現状（24.3冊）は上回っていますが、目標達成はなりません。今後は、魅力ある蔵書整備と、子どもや保護者への働きかけを進めることで目標を達成できるよう取り組みます。

⑥公共図書館の児童書の蔵書冊数（15歳以下の子ども1人あたり）[目標15冊]

15.8冊と目標を上回りました。今後は、新しく発行された本を購入することと、読まれ続けて傷みが出てきた本や、内容が古くなった本の買い替えを合わせてすすめていきます。

2 第2次計画の指標

第1次計画において設定した目標に到達できなかった指標については、第2次計画でも引き続き同じ目標を設定し、実現に向けて努力していきます。また、達成した項目については指標を見直し、子どもの読書の状況がより把握できるよう設定します。この指標の達成状況の把握などによって、計画の進行管理を行っていきます。

指 標 名		第1次計画 時現状	第1次計画 目標	現 状 H25年	目 標 H30年
1ヶ月間に図書を1冊も読まない 児童・生徒の割合	小学校	5.1%	0%	6.1%	0%
	中学校	13.4%	0%	10.8%	0%
本を読むことが好きな児童・生徒 の割合	小学校	62%	80%	74.7%	80%
	中学校	64.4%	80%	59.4%	80%
学校図書館への学校司書の配置		0人	3人	3人	3人
公共図書館で子どもが実際に利用している割合（0～15歳）		48%	60%	49.2%	60%
児童図書の公共図書館での年間貸出冊数 （15歳以下の子ども1人あたり）		24.3冊	30冊	26.0冊	30冊
公共図書館の児童書の蔵書冊数 （15歳以下の子ども1人あたり）		10.4冊	15冊	15.8冊	20冊
ファミリー読書をしている割合（小学生）		—	—	67.7%	80%

＜参考資料＞

子どもの読書活動の推進に関する法律（平成十三年十二月十二日法律第百五十四号）

（目的）

第1条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

（基本理念）

第2条 子ども（おおむね18歳以下の者をいう。以下同じ）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どものあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

（国の責任）

第3条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の努力）

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

（保護者の役割）

第6条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

（関係機関等との連携強化）

第7条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう学校図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（子ども読書計画推進基本計画）

第8条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

- 第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県の子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
 - 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
 - 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

- 第10条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。
- 2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。
 - 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

- 第11条 国及び地方公共団体は、こどもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

竜王町子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）第9条第2項の規定に基づき竜王町子ども読書活動推進計画を策定するため、竜王町子ども読書活動推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は次の各号に掲げる事項について調査検討する。

- (1) 子どもの読書活動推進計画の策定に関すること。
- (2) 子どもの読書の意義と現状把握に関すること。
- (3) その他教育委員会が必要と認める事項。

(委員)

第3条 委員会の委員は8名以内で組織し、委員は教育長が委嘱または任命する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長および副委員長)

第5条 委員会に委員長および副委員長各1名を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときまたは委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 委員長は、会議に必要な関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は竜王町立図書館において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が定める。

付 則

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

**竜王町子ども読書活動推進計画策定委員会
委員名簿**

〔敬称略〕

	氏 名	備 考
委員長	岡山 厚子	竜王町立図書館協議会
副委員長	久野 久美子	ひまわり保育園教諭
	野田 恵利香	竜王小学校図書ボランティア
	竹村 由紀子	竜王幼稚園教諭
	木下 登代美	竜王西小学校教諭
	小磯 真由美	竜王中学校教諭
	高浪 郁子	学識経験者
	井口 恵里	子育て支援係係長